

第10 簡易タンク貯蔵所

(危政令第14条)

1 区分等

- (1) 危政令第14条第2号に規定する「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれない。例えば、オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならないものである。したがって、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは、一の簡易タンク貯蔵所に併置することができる。
- (2) 簡易貯蔵タンクに固定給油設備等を設けて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、次による。**【昭37.4.6 自消丙予発第44号質疑】**
 - ア 1日の給油量又は詰替え量が指定数量未満の場合は簡易タンク貯蔵所として、指定数量以上の場合は、その態様に応じて給油取扱所又は一般取扱所として規制する。ただし、営業用として給油を目的とする場合は、1日の給油量が指定数量未満であっても給油取扱所として規制する。
 - イ 簡易タンク貯蔵所として規制する場合においても、貯蔵に伴う取扱い行為として1日に指定数量未満の給油又は詰替えを行うことができる。

2 規制範囲

簡易タンク貯蔵所とは、簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、タンク専用室内に設ける場合は、タンク専用室及びその他の附属設備を含む。

3 許可数量の算定等

危規則第2条に定めるタンクの内容積の計算方法及び危規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定する。

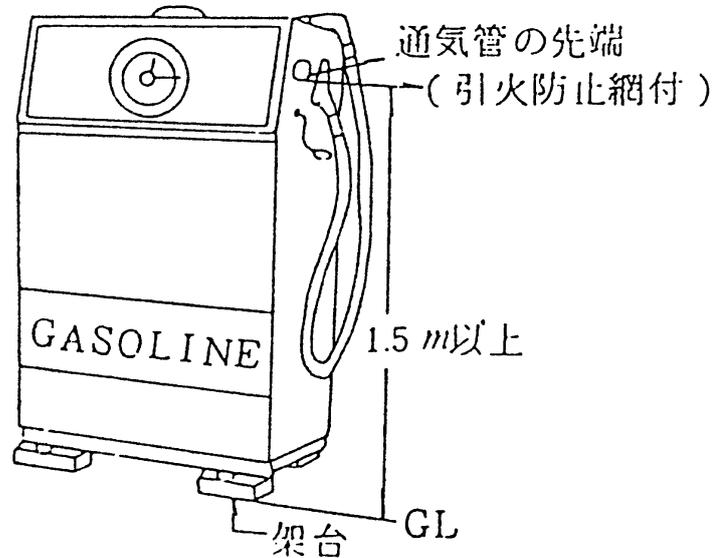
4 位置、構造及び設備の基準

- (1) 標識、掲示板
第5「製造所」4(3)の例による。
- (2) 固定方法
危政令第14条第4号に規定する「固定」は、コンクリート等での固定は移動が不可能となることから、車止め又はくさり等による方法とする。
- (3) 地盤面
危政令第14条第4号に規定する「地盤面」は、コンクリート等で舗装し、危険物が浸透しない構造とする。

第10 簡易タンク貯蔵所

(4) 通気管

危政令第14条第8号に規定する「通気管」で、地上からの高さが1.5メートル未満のものにあつては、設置場所に不燃材料の架台を設ける等の措置を講じ、通気管先端までの高さを1.5メートル以上とする。



第10-1図 通気管の高さ

(5) 蓄圧式簡易貯蔵タンク【昭38.4.6 自消丙予発第12号質疑】

コンプレッサーから圧縮空気を送り危険物を吐出させるもので、次の各号に規定する構造等に適合するものは、危政令第14条に定める簡易貯蔵タンク（危政令第17条第1項第6号に規定する簡易タンクを含む。）として危政令第23条を適用することができる。

ア タンクは、危政令第14条第5号及び第7号に規定する基準に適合する。

イ タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で気密に作るとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で、10分間行う水圧試験においてもれ、又は変形しない構造である。

ウ タンクには、使用常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ使用コンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設ける。

エ 給油ホース又は注油ホースの元には、給油又は注油を行う場合以外は、給油ホース又は注油ホースとタンクとの間の危険物を遮断できるバルブ等を設ける。

オ 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設ける。

カ タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定する。